

工事負担金の申請者負担額算出方法

令和6年4月1日現在

適用 令和6年4月1日～令和7年3月31日の申請内容に限る。

1 メーター口径25mm以下の申請に伴う配水管延長（自己居住用の住宅に限る）の場合

$$\text{申請者負担額(円)} = \{ \text{負担額対象延長(m)} - \text{局負担延長(m)} \} \times 1\text{m当り単価(円)} \times \text{消費税及び地方消費税率}$$

(1) 負担額対象延長

既設配水管から給水装置取付位置までの距離

(2) 局負担延長の算出

配水管を延長する場合

条 件	舗 装 道	砂 利 道
計算式	10m×給水装置件数	25m×給水装置件数

(3) 1m当り単価（税抜）

条 件	舗 装 道	砂 利 道
1m当り単価	35,000円	20,100円

<例> 延長の場合（舗装道、負担額対象延長100m、給水装置件数1件）

$$\begin{aligned} \text{申請者負担額} &= (100\text{m} - 10\text{m} \times 1\text{件}) \times 35,000\text{円} \times \text{消費税及び地方消費税率} \\ &= 3,150,000\text{円} \times \text{消費税及び地方消費税率} \end{aligned}$$

※3階直結給水、直結増圧給水の基準を満たすための付帯工事等は対象外

2 上記以外の申請に伴う配水管延長の場合

$$\text{申請者負担額(円)} = \text{工事価格(円)} + \text{事務費(円)}$$

※3階直結給水、直結増圧給水の基準を満たすための付帯工事等は対象外

※工事価格は工事請負費（実際の工事費）。実施設計額を前納し後日清算

3 水道施設承認工事における工事負担金

申請のメーター口径に関係なく、全額申請者負担

(1) 開発行為区域内での承認工事、及び開発行為区域外で配水管新設についての承認工事

承認工事の設計審査、監督費用 (税抜)

配水管 (総延長)	100m以下	100m超～ 500m以下	500m超～ 2,000m以下	2,000m超
負担額	68,000円	136,000円	204,000円	273,000円
	管以外は1施設につき 273,000円			

(2) 開発行為区域外で配水管布設替についての承認工事

承認工事の設計審査、監督費用 (口径50mm) (税抜)

配水管 (総延長)	20m以下	20m超～ 40m以下	40m超～ 60m以下	60m超～ 80m以下	80m超 100m以下
負担額	63,000円	103,200円	138,000円	174,900円	214,500円

承認工事の設計審査、監督費用 (口径75mm) (税抜)

配水管 (総延長)	20m以下	20m超～ 40m以下	40m超～ 60m以下	60m超～ 80m以下	80m超 100m以下
負担額	89,100円	148,800円	194,100円	246,600円	293,400円

承認工事の設計審査、監督費用 (口径100mm) (税抜)

配水管 (総延長)	20m以下	20m超～ 40m以下	40m超～ 60m以下	60m超～ 80m以下	80m超 100m以下
負担額	94,200円	153,000円	206,700円	262,200円	313,800円

承認工事の設計審査、監督費用 (口径150mm) (税抜)

配水管 (総延長)	20m以下	20m超～ 40m以下	40m超～ 60m以下	60m超～ 80m以下	80m超 100m以下
負担額	109,800円	173,400円	233,100円	295,500円	351,900円

承認工事の工期は、1年以内とします。

独立した消火栓は、1か所当たり配水管延長1mとして取り扱います。